



城陽市寺田東ノ口

16番地、17番地

発行

城陽市 総務部

総 務 課

 目 次

 告 示

- 城陽市カーボンニュートラル補助金交付要綱の一部を改正する
要綱…………… (環境課) …… 2
- 城陽市火葬料補助金交付要綱の一部を改正する要綱……………
…………… (市民課) …… 7
- 放置自転車の撤去及び保管について…………… (管理課) …… 8
- 放置自動車の廃物認定について…………… (管理課) …… 8

 公 告

- A 類疾病予防接種の変更について……………
…………… (こども家庭センター) …… 9



告

示



城陽市告示第76号

城陽市カーボンニュートラル補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年(2026年)8月3日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市カーボンニュートラル補助金交付要綱の一部を改正する要綱

城陽市カーボンニュートラル補助金交付要綱(令和5年城陽市告示第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(定義)	(定義)
第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 略	(1) 略
	<u>(2) 専用住宅 居住の用に供されている建築物のうち、店舗、事務所その他事業の用に供する部分を含まないものをいう。</u>
<u>(2) 略</u>	<u>(3) 略</u>
<u>(3) 略</u>	<u>(4) 略</u>
<u>(4) 略</u>	<u>(5) 略</u>
<u>(5) 略</u>	<u>(6) 略</u>
<u>(6) 略</u>	<u>(7) 略</u>
<u>(7) 略</u>	<u>(8) 略</u>
<u>(8) 略</u>	<u>(9) 略</u>
(補助対象事業)	(補助対象事業)
第3条 略	第3条 略
2・3 略	2・3 略
4 自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置は、住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムを購入し同時に設置する事業であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。	4 自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置は、住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムを購入し同時に設置する事業であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
(7) 市長が別に定める日以後に着手し、その日が属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の市長が別に定める期限までに完了した事業であること(第7	(7) 市長が別に定める日以後に着手し、その日が属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の市長が別に定める期限までに完了した事業であること(第1

条第3項の規定により市長が承認した場合を除く。))。

- 5 住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムの設置は、自家消費型(FIT売電可)住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置又は自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置と同時に住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムを設置する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 略

(2) 市長が別に定める日以後に着手し、その日が属する年度の市長が別に定める期限までに完了した事業であること(第7条第3項の規定により市長が承認した場合を除く。))。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、市税を滞納していない者で、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定めるものとする。

(1) 略

(2) 自家消費型(FIT売電可)住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置及び自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置 自己の居住の用に供するため市内に所有する一戸建ての住宅に未使用の住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムを同時に設置する者又は市内に未使用の住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムを設置した一戸建ての住宅を自己の居住の用に供するために取得した者

0条第3項の規定により市長が承認した場合を除く。))。

- 5 住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムの設置は、自家消費型(FIT売電可)住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置又は自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置と同時に住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムを設置する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 略

(2) 市長が別に定める日以後に着手し、その日が属する年度の市長が別に定める期限までに完了した事業であること(第10条第3項の規定により市長が承認した場合を除く。))。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、市税を滞納していない者で、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定めるものとする。

(1) 略

(2) 自家消費型(FIT売電可)住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置 自己の居住の用に供するため市内に所有する一戸建ての住宅に未使用の住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムを同時に設置する者又は市内に未使用の住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムを設置した一戸建ての住宅を自己の居住の用に供するために取得した者

(3) 自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置 自己の居住の用に供するため市内に所有する一戸建ての専用住宅に未使用の住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムを同時に設置する者又は市内に未使用の住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池

- (3) 住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムの設置 自己の居住の用に供するため市内に所有する一戸建ての住宅に未使用の住宅用太陽光発電システム、住宅用蓄電池システム及び住宅用高効率給湯機器若しくは住宅用コージェネレーションシステムを同時に設置する者又は市内に未使用の住宅用太陽光発電システム、住宅用蓄電池システム及び住宅用高効率給湯機器若しくは住宅用コージェネレーションシステムを設置した一戸建ての住宅を自己の居住の用に供するために取得した者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業ごとに、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

- (3) 自家消費型（F I T売電不可）住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置 次のアからウまでを合算した額（当該合算した額が前条第3号に掲げる補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を超えるときにあっては、当該額）

ア 略

イ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に2万円を乗じて得た額（当該額が8万円を超えるときにあっては、8万円）

ウ 住宅用蓄電池システムの蓄電容量に3万円を乗じて得た額（当該額が18万円を超えるときにあっては、18万円）

(4) 略

2 略

システムを設置した一戸建ての専用住宅を自己の居住の用に供するために取得した者

- (4) 住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムの設置 自己の居住の用に供するため市内に所有する一戸建ての専用住宅に未使用の住宅用太陽光発電システム、住宅用蓄電池システム及び住宅用高効率給湯機器若しくは住宅用コージェネレーションシステムを同時に設置する者又は市内に未使用の住宅用太陽光発電システム、住宅用蓄電池システム及び住宅用高効率給湯機器若しくは住宅用コージェネレーションシステムを設置した一戸建ての専用住宅を自己の居住の用に供するために取得した者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業ごとに、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

- (3) 自家消費型（F I T売電不可）住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置 次のアからウまでを合算した額（当該合算した額が前条第3号に掲げる補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を超えるときにあっては、当該額）

ア 略

イ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に4万円を乗じて得た額（当該額が16万円を超えるときにあっては、16万円）

ウ 住宅用蓄電池システムの蓄電容量に4万円を乗じて得た額（当該額が24万円を超えるときにあっては、24万円）

(4) 略

2 略

（事前登録の申込み）

第7条 自家消費型（F I T売電不可）住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置の補助金の交付を受けようとする者は、第12条の規定による交付申請の前に、別に定める城陽市カーボンニュートラル補助金事前登

(補助対象事業の開始の承認申請)

第 7 条 略

2～4 略

5 第 3 項の規定により承認を受けた補助対象事業を実施しようとする事前着手申請者は、当該承認を受けた年度の翌年度の市長が別に定める期日までに第 9 条の規定による交付の申請を行わなければならない。

(変更の承認申請)

第 8 条 略

(交付の申請)

第 9 条 略

(交付決定及び通知)

第 1 0 条 略

(補助金の請求)

第 1 1 条 略

(管理及び処分)

第 1 2 条 略

(交付の決定の取消し等)

第 1 3 条 略

(協力)

第 1 4 条 略

(その他)

録申込書(以下「事前登録申込書」という。)
に必要な書類を添えて市長に提出することができる。

(事前登録の受付)

第 8 条 市長は、前条の規定により事前登録申込書の提出があったときは、予算の範囲内である場合に限り、事前登録申込書を受け付ける。

2 市長は、前項の規定により事前登録申込書を受け付けたときは、別に定める城陽市カーボンニュートラル補助金事前登録完了通知書により当該申込みをした者に通知するものとする。

(事前登録の取下げ)

第 9 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとしなないときは、別に定める城陽市カーボンニュートラル補助金事前登録申込取下書を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の開始の承認申請)

第 1 0 条 略

2～4 略

5 第 3 項の規定により承認を受けた補助対象事業を実施しようとする事前着手申請者は、当該承認を受けた年度の翌年度の市長が別に定める期日までに第 1 2 条の規定による交付の申請を行わなければならない。

(変更の承認申請)

第 1 1 条 略

(交付の申請)

第 1 2 条 略

(交付決定及び通知)

第 1 3 条 略

(補助金の請求)

第 1 4 条 略

(管理及び処分)

第 1 5 条 略

(交付の決定の取消し等)

第 1 6 条 略

(協力)

第 1 7 条 略

(その他)

第15条 略第18条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項第3号の規定は、住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムの設置又は住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムを設置した専用住宅の取得に着手した日（契約の締結日又は工事の開始日のいずれか早い日をいう。）が令和8年（2026年）4月15日以後である者について適用する。

〈揭示済み〉

城陽市告示第 7 7 号

城陽市火葬料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 3 日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市火葬料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

城陽市火葬料補助金交付要綱（昭和 5 9 年城陽市告示第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（交付の通知） 第 6 条 略	（交付の通知） 第 6 条 略 <u>2 前項の規定による通知については、市長が必要と認めたときは、別に定める方法により行うことができる。</u>
（交付時期） 第 7 条 <u>補助金の交付決定後、交付申請月の翌月</u> に交付するものとする。	（交付 <u>の</u> 時期） 第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による決定後、 <u>第 5 条の規定による申請があつた日の属する月</u> <u>の翌月に補助金を交付するものとする。</u>

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年（2 0 2 6 年）1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 6 条第 2 項の規定は、この要綱の施行の日以後に城陽市火葬料補助金交付要綱第 5 条の規定による申請をする者について適用し、同日前に同条の規定による申請をする者については、なお従前の例による。

〈揭示済み〉

城陽市告示第78号

城陽市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例（昭和61年城陽市条例第21号）第11条の規定により放置されていた自転車を撤去し保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和8年（2026年）8月3日

城陽市長 村 田 正 明

1 放置されていた自転車の撤去日、種類、車体番号、色及び放置場所

撤去日	種 類	車体番号	色	放置場所
令和8年 7月10日	シティサイクル	不明	黒	J R城陽駅 東側階段横
令和8年 7月10日	シティサイクル	S1W1-001520	青	富野荘駅前 自転車保管所入口横
令和8年 7月16日	シティサイクル	S2WA05150	黒	J R城陽駅 北東側歩道
令和8年 7月16日	シティサイクル	SXK313428	白	J R城陽駅 北東側歩道

2 保管場所

富野荘駅前自転車保管所（城陽市枇杷庄鹿背田51-4）

3 保管期間

告示の日から起算して6箇月間

4 保管期間経過後の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

5 問合せ先

城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

城陽市管理課 TEL 0774-56-4063

〈揭示済み〉

城陽市告示第79号

次の放置自動車等について、城陽市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年城陽市条例第24号）第14条第1項の規定に基づき廃物の認定をしたので、同条第3項の規定により告示します。

令和8年（2026年）8月3日

城陽市長 村 田 正 明

番号	車種等	塗色	車台番号等	放置場所
1	ホンダ スーパーディオ A-AF27型	黒色	AF27-2342851	長池駅南側駐輪場 城陽市長池北裏76-6
2	ホンダ パル A-AF17型	赤色	AF17-1254140	長池駅北側駐輪場 城陽市長池北裏77

〈揭示済み〉

公 告

城陽市公告第20号

令和8年城陽市公告第10号において公告したA類疾病予防接種について、次のように変更するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき次のとおり公告します。

令和8年(2026年)8月3日

城陽市長 村 田 正 明

○ 令和8年度(2026年度) 定期予防接種(個別接種)

種類			対象年齢 ※A	回数	留意事項 ※標準的な接種間隔	時期
五種混合	1期	初回	生後2月以上90月未満	3回	初回3回を20日から56日の間隔をあけて接種する。	通年
		追加		1回	初回接種終了後6月から18月の間隔をあけて接種する。	
三種混合	1期	初回	生後2月以上90月未満	3回	初回3回を20日から56日の間隔をあけて接種する。	
		追加		1回	初回接種終了後12月から18月の間隔をあけて接種する。	
二種混合	1期	初回	生後3月以上90月未満	2回	初回2回を20日から56日の間隔をあけて接種する。	
		追加		1回	初回接種終了後12月から18月の間隔をあけて接種する。	
	2期		11歳以上13歳未満	1回		
麻疹風しん混合 (麻疹) (風しん)	1期		生後12月以上24月未満	1回		
	2期		5歳以上7歳未満の者で小学校就学前の1年間（いわゆる年長児）	1回		
日本脳炎 注1	1期	初回	生後36月以上90月未満 ※B標準年齢	2回	初回2回を6日から28日の間隔をあけて接種し、おおむね1年あけて追加を接種する。	
		追加		1回		
	2期		9歳以上13歳未満	1回		
不活化ポリオ	初回		生後2月以上90月未満	3回	初回3回を20日から56日の間隔をあけて接種する。	
	追加			1回	初回接種終了後12月から18月までの間隔をあけて接種する。	

種類		対象年齢 ※A	回数	留意事項 ※標準的な接種間隔	時期
ヒブ ワクチン (インフル エンザ菌 b型) 注2	初回	生後2月以上60月未満	3回	初回3回を生後12月までに 27日から56日の間隔をあ けて接種する。	通年
	追加		1回	初回接種終了後7月から13 月までの間隔をあけて接種す る。	
小児用 肺炎球菌 ワクチン 注2	初回	生後2月以上60月未満	3回	初回3回を生後12月までに 27日以上の間隔をあけて接 種する。	
	追加		1回	初回接種終了後60日以上 の間隔をあけて生後12月以降 に、標準的には生後15月まで に接種する。	
ヒトパピ ローマウ イルス感 染症 (子宮頸 がん予 防) ワク チン	9価ワクチ ン(シルガー ド9) 注2	12歳となる日の属する年 度の初日から15歳の誕生 日の前日までの間にある女子 (いわゆる小学6年生～1 4歳の女子)	2回	1回目の接種から6月の間隔 をあけて1回接種する。	
		15歳から16歳となる日 の属する年度の末日までの 間にある女子 (15歳からいわゆる高校 1年生相当の女子)	3回	2月の間隔をあけて2回接種 した後、1回目の接種から6 月の間隔をあけて1回接種す る。	
水痘	初回	生後12月以上36月未満	1回	生後12月から15月に達す るまでの期間に接種する。	
	追加		1回	初回接種後6月から12月ま での間隔をあけて接種する。	
B型肝炎	1回目	1歳未満	3回	生後2月から27日以上の間 隔をあけて2回接種する。	
	2回目				
	3回目			1回目の接種から139日以 上の間隔をあけて3回目を接 種する。	

種類		対象年齢 ※A	回数	留意事項 ※標準的な接種間隔	時期
ロタウイルス感染症	ロタリックス (1 価)	出生 6 週 0 日後から 2 4 週 0 日後まで	2 回	・初回接種は標準的には生後 2 月から出生 1 4 週 6 日後までに接種 (※B) ・各回の接種間隔は 2 7 日以上	通年
	ロタテック (5 価)	出生 6 週 0 日後から 3 2 週 0 日後まで	3 回	・接種後は腸重積症の症状に注意すること ・基本的に 1 回目に接種したものと同じワクチンで接種を完了すること	
B C G		1 歳未満	1 回	生後 5 月以上 8 月未満 (※B)	
R S ウイルス感染症	アブリスボ	接種時点で妊娠 2 8 週 0 日から 3 6 週 6 日までの妊婦	妊娠 毎に 1 回		

※ A 対象年齢・・・法律で定められた接種年齢

※ B 標準年齢・・・対象年齢の中でも、国が接種をすすめる望ましい年齢

注 1 日本脳炎予防接種特例措置

平成 1 7 年の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成 7 年 4 月 2 日から平成 1 9 年 4 月 1 日生まれの者で、2 0 歳未満にある者は定期予防接種の接種回数の不足回数分を接種できる。

注 2 接種開始年齢により接種回数が異なる。

○ 令和 8 年度 (2 0 2 6 年度) 予防接種協力医療機関・・・別添 1

R8年度 乳幼児予防接種協力医療機関（城陽市）

令和8年8月現在 別添1

地区	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	定期															
平川	イリエレディースクリニック	610-0101	城陽市平川鍛冶塚66-2 宇治城陽メディカルモール2F	34-1477															HPV	RS
	岡野医院	610-0101	城陽市平川鍛冶塚66-2 宇治城陽メディカルモール1F	56-7780				二	麻風			日							HPV	RS
	狩野内科	610-0101	城陽市平川室木12-3 綿利ビル1F	56-5567	BCG	五	三	二	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝				
	さかい小児科クリニック	610-0101	城陽市平川山道46-25-2	66-1252	BCG	五		二	麻風			日		肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS	
	はら内科クリニック	610-0101	城陽市平川車塚16-4	58-2088															HPV	RS
	武智診療所	610-0101	城陽市平川山道28-5	66-4308		五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ		
	きづ川クリニック	610-0101	城陽市平川西六反44	54-1113	BCG	五		二	麻風			日		肺球	水	B肝	ロタ	HPV		
久世	コクラ医院	610-0102	城陽市久世下大谷18-111	52-2479		五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
	とくだ小児科内科	610-0102	城陽市久世里ノ西64-22	53-4970	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
寺田	うめかわ内科クリニック	610-0121	城陽市寺田高田55	54-7808				二				日							HPV	
	大原クリニック	610-0121	城陽市寺田今堀152-38	54-0148		五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
	栗山小児科医院	610-0121	城陽市寺田深谷64-12	56-2199	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
	酒井クリニック	610-0121	城陽市寺田樋尻29-7	54-5900		五		二	麻風	麻	風	日		肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS	
	佐々木レディースクリニック	610-0121	城陽市寺田水度坂15-476	53-3735															HPV	RS
	杉山医院	610-0121	城陽市寺田新池135	52-2713				二	麻風										HPV	
	中島内科	610-0121	城陽市寺田丁子口59-5	34-0800		五	三	二	ボ	麻風			日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	
	ハヤシクリニック	610-0121	城陽市寺田高田40-13	56-6441		五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ		
	森澤医院	610-0121	城陽市寺田西ノ口18	52-5303		五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ		
富野	鹿野医院	610-0111	城陽市富野西垣内21	52-0441	BCG	五		二	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS	
	堀士内科医院	610-0111	城陽市富野乾垣内80	52-1428	BCG	五		二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
枇杷庄	安見内科医院	610-0117	城陽市枇杷庄鹿背田37-9 TACTeビル2F	55-0633	BCG	五		二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
	富野荘やまもと内科クリニック	610-0117	城陽市枇杷庄鹿背田62 MIKIビル3F	56-8688		五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	
市辺	ほりうち医院	610-0114	城陽市市辺柿木原52-1	56-5330	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
中	南京都病院	610-0113	城陽市中芦原11	52-0065	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	

R8年度 乳幼児予防接種協力医療機関（宇治市）

地区	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	定期															
六地蔵	いしのこどもクリニック	611-0001	宇治市六地蔵奈良町74-1 ハデッソン六地蔵ミッドモール2F	38-5200	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	
	小田部小児科内科医院	611-0001	宇治市六地蔵町並32	32-6205	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
	じんのクリニック	611-0001	宇治市六地蔵町並39	31-1122															HPV	
	中村医院	611-0001	宇治市六地蔵町並38-22	31-5237		五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
	六地蔵総合病院	611-0001	宇治市六地蔵奈良町9	33-1717	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	
平尾台	小児科いしはらクリニック	611-0003	宇治市平尾台4-5-2	38-1617	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
	かどさか内科クリニック	611-0003	宇治市平尾台4-3-2	31-1077															HPV	
木幡	大石医院	611-0002	宇治市木幡陣ノ内20	31-8354				二	麻風	麻	風	日				水	B肝		HPV	
	大石木幡医院	611-0002	宇治市木幡大瀬戸46	33-0306		五		二	麻風			日		肺球	水	B肝	ロタ			
	小山医院	611-0002	宇治市木幡御蔵山39-602	31-5455	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	
	松崎小児科医院	611-0002	宇治市木幡内畑34-11 ユニバショップビル2F	32-1390	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	
五ヶ庄	いちのはしクリニック	611-0011	宇治市五ヶ庄折坂56-1-1F	31-1115	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
	おうばく駅前内科クリニック	611-0011	宇治市五ヶ庄新開11-29-18	33-2828		五		二	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV		
	ふじいキハダ診療所	611-0011	宇治市五ヶ庄新開11JR黄葉駅前ビル2F	31-3111		五	三	二	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV		
明星町	いかだ医院	611-0014	宇治市明星町2-9-83	23-1736		五		二	麻風			日		肺球	水	B肝	ロタ	HPV		

地区	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	定期															
菟道	あべじゅん婦人科	611-0013	宇治市菟道荒横1-50	46-8639															HPV	
	上田診療所	611-0013	宇治市菟道平町17	22-7586	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
	大石三室戸医院	611-0013	宇治市菟道荒横28-3	24-0306		五		二		麻風			日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ		
	こうどう小児科	611-0013	宇治市菟道西集上り4-23	33-8886	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	
	土井内科	611-0013	宇治市菟道荒横1-54	24-1885																RS
宇治	宇田医院	611-0021	宇治市宇治式番48-1	23-2166		五		二		麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	
	べっぶ内科クリニック	611-0021	宇治市宇治半白12-3	66-1024															HPV	
	べっぶ内科クリニック 宇治市役所前	611-0021	宇治市宇治下居20-1 101	25-1003															HPV	
	増井医院	611-0021	宇治市宇治妙楽39	21-2063				二											HPV	
	宇治武田病院	611-0021	宇治市宇治里尻36-26	25-2500	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	
	都倉病院	611-0021	宇治市宇治山本27	22-4521	BCG	五		二	ボ	麻風			日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
神明	とだ循環器内科クリニック	611-0025	宇治市神明宮北32	66-5148															HPV	
	やえクリニック	611-0025	宇治市神明宮東14-1宇治神明ビル1F	20-2900				二					日						HPV	
横島町	宇治徳洲会病院	611-0041	宇治市横島町石橋145	20-1111	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
羽拍子町	こいずみ医院	611-0027	宇治市羽拍子町82-1	48-1240															HPV	
	中村医院	611-0027	宇治市羽拍子町56-22	41-6500				二		麻風			日						HPV	
広野町	かわむら内科クリニック	611-0031	宇治市広野町西裏99	41-6259				二		麻風			日						HPV	
	徳岡医院	611-0031	宇治市広野町寺山17-20	43-8952			三	二		麻風			日							
	村山医院	611-0031	宇治市広野町尖山23-4	41-2835															HPV	RS
小倉町	今林医院	611-0042	宇治市小倉町西浦88-39	21-4522		五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
	植田医院	611-0042	宇治市小倉町南浦18-122	21-6111						麻風		風	日			水	B肝		HPV	
	笹平診療所	611-0042	宇治市小倉町南堀池109	21-4523		五	三	二	ボ	麻風			日	ヒブ	肺球	水	B肝		HPV	RS
	たなか医院	611-0042	宇治市小倉町神楽田16	66-2994	BCG	五	三	二	ボ	麻風			日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	
	二宮内科医院	611-0042	宇治市小倉町南堀池8-5	28-3101	BCG					麻風						水				RS
	宮本医院	611-0042	宇治市小倉町西畑40-4	21-3934	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
伊勢田町	浅妻医院	611-0044	宇治市伊勢田町名木3-1-30	44-0888	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	
	おやいづ医院	611-0043	宇治市伊勢田町南山52-6	41-6013				二		麻風	麻	風	日			水	B肝		HPV	RS
	曽我産婦人科	611-0043	宇治市伊勢田町大谷61-22	20-0006															HPV	RS
大久保町	あさくら診療所	611-0033	宇治市大久保町山ノ内19-1	46-5151		五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日			水				
	上ノ山吉岡医院	611-0033	宇治市大久保町上ノ山21-1	43-4181		五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝		HPV	RS
	小山内科医院	611-0033	宇治市大久保町北ノ山24-1あけぼのビル4F	46-3211															HPV	
寺山台	才田小児科医院	611-0032	宇治市寺山台1-9-2	48-3112		五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	

R8年度 乳幼児予防接種協力医療機関（久御山町）

地区	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	定期															
佐古	おおむら医院	613-0031	久御山町佐古内屋敷61-1	46-3160	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風		ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	
北川原	くわはら内科	613-0045	久御山町北川原村西6-2	075-874-6222	BCG	五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日		肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
佐山	田村医院	613-0034	久御山町佐山双置87	41-6730	BCG	五		二		麻風			日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ		
	京都岡本記念病院	613-0034	久御山町佐山西ノ口100	48-5500	BCG	五		二		麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	
栄	たえ子耳鼻咽喉科めまいクリニック	613-0032	久御山町栄4-1-51	44-4133		五	三	二	ボ	麻風	麻	風	日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ	HPV	RS
坊之池	久御山南病院	613-0042	久御山町坊ノ池坊村中28	075-631-2261	BCG	五		二	ボ	麻風			日	ヒブ	肺球	水	B肝	ロタ		

BCG : B C G ワクチン

五 : 五種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブワクチン) <DPT-IPV-Hib>

三 : 三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風) <DPT>

二 : 二種混合 (ジフテリア・破傷風) <DT>

ポ : 不活化ポリオ

麻風 : 麻しん風しん混合<MR>

麻 : 麻しん

風 : 風しん

日 : 日本脳炎

ヒブ : ヒブワクチン

肺球 : 小児用肺炎球菌ワクチン

水 : 水痘 (水ぼうそう)

B肝 : B型肝炎

ロタ : ロタウイルス感染症

HPV : 子宮頸がん予防ワクチン<HPV>

RS : R S ウイルス感染症

(揭示済み)